

(様式2)

随意契約の結果の公表

部(局)等名：土木部

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額(税込)	地方自治法施行令の適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額(税抜)		所管部課(地方機関)の名称	備考
						名称	金額		
国道432号 菅原広瀬バイパス2工区社会資本整備総合交付金(改良)(補正)工事施工監理等業務	R6.4.1	公益財団法人 島根県建設技術センター 松江市古志原4丁目1-1	12,049,400	第167条の2第1項第2号	(公財)島根県建設技術センターは県や市町村の公共事業について豊富な実績を有しており県の監督職員と同様の施工管理業務を行うことができる唯一の機関であるため。	-	-	土木総務課	
						-	-		
						-	-		
掛谷上阿井線 松映橋道路メンテナンス事業補助工事施工監理等業務	R6.4.1	公益財団法人 島根県建設技術センター 松江市古志原4丁目1-1	3,460,600	第167条の2第1項第2号	(公財)島根県建設技術センターは県や市町村の公共事業について豊富な実績を有しており県の監督職員と同様の施工管理業務を行うことができる唯一の機関であるため。	-	-	土木総務課	
						-	-		
						-	-		
伊野川外 河川災害復旧工事(5災6号、114号、県単災害)施工監理等業務	R6.4.1	公益財団法人 島根県建設技術センター 松江市古志原4丁目1-1	3,258,200	第167条の2第1項第2号	(公財)島根県建設技術センターは県や市町村の公共事業について豊富な実績を有しており県の監督職員と同様の施工管理業務を行うことができる唯一の機関であるため。	-	-	土木総務課	
						-	-		
						-	-		
和木波子海岸 海岸災害復旧工事(4災75号)施工監理業務	R6.4.1	公益財団法人 島根県建設技術センター 松江市古志原4丁目1-1	1,098,900	第167条の2第1項第2号	(公財)島根県建設技術センターは県や市町村の公共事業について豊富な実績を有しており県の監督職員と同様の施工管理業務を行うことができる唯一の機関であるため。	-	-	土木総務課	
						-	-		
						-	-		
島根県土木部職員研修業務委託	R6.4.1	公益財団法人 島根県建設技術センター 松江市古志原4丁目1-1	10,499,500	第167条の2第1項第2号	(公財)島根県建設技術センターはその設立目的及び事業内容に合致しており、当法人以外では適切に業務を実施できる法人がないため。	-	-	土木総務課	
						-	-		
						-	-		

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額(税込)	地方自治法施行令の適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額(税抜)		所管部課(地方機関)の名称	備考
						名称	金額		
浜田港 福井地区 荷役機械保守点検業務委託	R6.4.1	(株)三井E&S 東京都中央区築地5-6-4	25,047,000	第167条の2第1項第2号	特殊な機械であり、契約者以外に対応可能な者がいないため。	-	-	港湾空港課	
						-	-		
						-	-		
道路交通情報提供業務委託	R6.4.1	公益財団法人 日本道路交通情報センター 東京都千代田区飯田橋1丁目5番10号	15,048,000	第167条の2第1項第2号	契約の目的物が特定の者でなければ納入できないものであるとき。	-	-	道路維持課	
						-	-		
						-	-		
令和6年度道の駅はじまりWi-Fi運用保守業務	R6.4.1	エヌ・ティ・ティ・メディアサプライ株式会社 大阪府大阪市都島区東野田町4丁目15番82号	1,353,660	第167条の2第1項第2号	本サービスを提供する業者であり、運用保守は技術に精通した本業者でなければ実施することができないため。	-	-	道路維持課	
						-	-		
						-	-		
令和6年度落石等異状通報システム保守点検業務	R6.4.1	株式会社イーグリッド 出雲市常松町526	1,433,245	第167条の2第1項第2号	本システムの設計、開発業者であり、システム全体の特性を十分に理解しており、障害等の発生時に、即時にサポート対応ができる業者であるため。	-	-	道路維持課	
						-	-		
						-	-		
令和6年島根県地価調査業務委託・一式	R6.4.1	公益社団法人 島根県不動産鑑定士協会 松江市母衣町55番地4	20,300,280	第167条の2第1項第2号	「不動産の鑑定評価に関する法律」により、不動産の鑑定評価は不動産鑑定士による独占業務である。公益社団法人島根県不動産鑑定士協会は、県内に事業所を有する不動産鑑定業者が加入している公益法人であり、国土交通省実施の地価公示に係る鑑定評価や県内全市町村から固定資産税評価の委託を受けるなど、本県の地価状況に精通し、公益事業の経験が豊富である。このことから、本県地価調査事業を適正かつ効率的に実施できる者は同協会を除いて外にないため。	-	-	用地対策課	
						-	-		
						-	-		

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額(税込)	地方自治法施行令の適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額(税抜)		所管部課(地方機関)の名称	備考
						名称	金額		
令和6年度開発協議業務委託・一式	R6.4.1	島根県土地開発公社 松江市古志原四丁目1番1号	5,297,600	第167条の2第1項第2号	<p>島根県土地開発公社は、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき設立された法人であり、公共事業のための用地の取得、造成その他の管理及び処分を行うとともに、地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与することを目的としている。土地開発公社は、①～③の事業を行う</p> <p>① 次の土地の造成等を行い、地域の発展のために開発する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公有地の拡大の推進に関する法律に規定する土地 ・道路、公園、緑地その他の公共施設又は公用施設の用に供する土地 ・公営企業の用に供する土地 ・市街地開発事業の用に供する土地 ・観光施設事業の用に供する土地 ・自然環境を保全することに特に必要な土地 ・史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理のために必要な土地 ・航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するために特に必要な土地 <p>② 公共用地を造成し借地権を設定し公共の用に供するため賃貸する事業</p> <p>住宅用地の造成事業、港湾整備事業(埋立事業に限る。)、地域開発のために臨海工業用地、内陸工業用地、流通業務団地及び事務所、店舗等の用に供する一団の土地の造成事業並びに造成地について借地権を設定し、当該造成地を業務施設、福祉増進施設又は立地促進施設(業務施設又は福祉増進施設の立地の促進に資する施設をいう。)の用に供するために賃貸する。</p> <p>③ 上記①②の業務に付帯する業務</p> <p>上記のとおり島根県土地開発公社は、土地開発において長年の実績と経験があり、開発協議に関する必要な知識と経験を十分に有している。</p> <p>また、この委託業務は、起業者の開発計画を事前に知り得ることができることから、情報管理について慎重な取り扱いが求められるが、長年、公共事業に関与してきた組織であり、その信頼性は極めて高い。</p> <p>更に、土地開発公社の定款において、上記①～③の業務の遂行に支障ない範囲において「国、地方公共団体その他公共的団体の委託に基づき、土地取得のあつせん、調査、測量その他これらに類する業務を行う」への従事が認められており、島根県から委託業務を請け負うことについては、何ら問題なく適切に業務の遂行ができる。</p> <p>以上のことから島根県土地開発公社は、この委託業務を請け負う最適な業者であり、他に委託する事業者はないため地方自治法施行令167条の2第1項第2号により随意契約とする。</p>	-	-	用地対策課	

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額(税込)	地方自治法施行令の適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額(税抜)		所管部課(地方機関)の名称	備考
						名称	金額		
令和6年度山陰道開通後の高速道路ネットワークを利用した周遊観光促進の戦略検討業務	R6.4.10	特定非営利活動法人 地域・観光情報総合研究所 東京都文京区湯島三丁目2-14-1304	2,992,000	第167条の2第1項第2号	当課が運用するアプリを構築した業者であり、アプリ利用者の位置情報データ等の使用が可能な唯一の業者であるため。	-	-	高速道路推進課	
						-	-		
						-	-		
令和6年度 CADソフトウェア保守業務委託	R6.4.1	川田テクノシステム(株) 東京都千代田区神田須田町1-25	2,431,000	第167条の2第1項第2号	当該システムの開発者でしか保守業務に対応できないため。	-	-	技術管理課 (企画調査係)	
						-	-		
						-	-		
令和6年度島根県公共土木施設点検・診断技術支援業務	R6.4.22	公益財団法人島根県建設技術センター 松江市古志原4丁目1-1	3,825,800	第167条の2第1項第2号	特定者でなければ納入できないため(委託先との事前協定に基づき、県・市町村職員が技術力向上に繋がる支援を受けるため)	-	-	技術管理課 (長寿命推進室)	
						-	-		
						-	-		
島根県公共土木施設維持管理システム(第2期システム)保守管理・運用業務	R6.4.1	公益財団法人島根県建設技術センター 松江市古志原4丁目1-1	59,796,660	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第1号	公共土木施設に関する専門的な知識を有し、県及び市町村との連携・調整に精通している必要があり、当システムの運用保守実績がある契約相手しか保守業務に対応できないため。	-	-	技術管理課 (長寿命推進室)	
						-	-		
						-	-		
島根県公共土木施設維持管理システム(第2期システム)提供サービス	R6.4.1	日本電気株式会社 山陰支店 鳥取県米子市東町171番地	88,528,000	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第1号	システムの開発業者であり、契約相手しかサービス提供できないため。	-	-	技術管理課 (長寿命推進室)	
						-	-		
						-	-		
住宅施策情報提供等事業業務委託	R6.4.1	(一財)島根県建築住宅センター 松江市東本町2丁目60番地すままちプラザ2階	7,833,100	第167条の2第1項第2号	県民に対して必要な住情報を幅広く、総合的に提供できる県内唯一の団体であるため。	-	-	建築住宅課	
						-	-		
						-	-		
R6特殊建築物等定期報告に関する事務委託	R6.4.1	一般財団法人島根県建築住宅センター 松江市東本町二丁目60番地	1,837,000	第167条の2第1項第2号	その性質又は目的が競争入札に適しないため。	-	-	建築住宅課	
						-	-		
						-	-		
令和6年度建築行政共用データベースシステム利用契約	R6.4.1	一般財団法人建築行政情報センター 東京都新宿区神楽坂1丁目15番地	1,307,625	第167条の2第1項第2号	全国的なデータベースシステムとなる本システムを開発している唯一の機関であるため。	-	-	建築住宅課	
						-	-		
						-	-		

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額(税込)	地方自治法施行令の適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額(税抜)		所管部課(地方機関)の名称	備考
						名称	金額		
建築基準適合判定資格者検定受検者研修業務	R6.4.16	一般財団法人島根県建築住宅センター 松江市東本町二丁目60番地	1,298,000	第167条の2第1項第2号	その性質又は目的が競争入札に適しないため。	-	-	建築住宅課	
						-	-		
						-	-		
西郷港・来居港エレベーター保守管理業務委託	R6.4.1	三菱電機ビルソリューションズ株式会社 広島県広島市中区中町7番22号	4,075,000	第167条の2第1項第2号	西郷港上屋、別府港上屋、来居港上屋に設置のエレベーター3基とも三菱電機が設置したものであるが、本業務では、各エレベーターの24時間の遠隔監視と故障時の自動通話(閉じ込め時等の直接通話)を行う必要があり、対象エレベーターの情報センターを有する業者が、エレベーター設置業者の三菱電機ビルソリューションズ株式会社となるため随意契約とした。	-	-	隠岐支庁県土整備局	
						-	-		
						-	-		
来居港旅客上屋管理委託業務	R6.4.1	知夫村 隠岐郡知夫村郡1065	4,482,500	第167条の2第1項第2号	知夫村内に清掃を委託できる業者がおらず島外の業者と契約を行うとフェリーの運航状況により業務が行えないことも想定される。よって業務の確実な履行が可能である相手方と随意契約とした。	-	-	隠岐支庁県土整備局	
						-	-		
						-	-		
隠岐空港除草作業業務委託	R6.4.25	隠岐の島町 隠岐郡隠岐の島町下西78番地2	8,811,000	第167条の2第1項第2号	「隠岐空港除草業務に関する協定書(平成19年4月12日締結)に基づき隠岐の島町と随意契約とした。	-	-	隠岐支庁県土整備局	
						-	-		
						-	-		
隠岐空港PBB保守点検業務	R6.4.1	三菱重工交通・建設エンジニアリング株式会社 広島県広島市安佐南区長楽寺2-12-1 (広島高速交通株式会社 機器棟3F内)	2,640,000	第167条の2第1項第2号	隠岐空港PBBは、航空機へ接続を行い乗客の通路となる機器であり、制御・データソフトウェアシステムも含まれている隠岐空港に調整を施された特殊な機器であることから、システムを設計した「三菱重工交通・建設エンジニアリング株式会社」でなければ、点検及び修理することができないため随意契約とした。	-	-	隠岐支庁県土整備局	
						-	-		
						-	-		
令和6年度 浜田港 福井地区 荷捌機械保守点検業務	R6.4.1	日本キャタピラー合同会社 浜田営業所 浜田市治和町口-183	1,876,600	第167条の2第1項第2号	浜田港における取扱コンテナの種別等も考慮し設計された特殊機械であり、その構造・状態に精通し、保守点検を実施できるのは契約者のみであるため。	-	-	浜田港湾振興センター	
						-	-		
						-	-		
周布鱈石臨港道路アンダー排水機場 ポンプ及び制御盤点検業務	R6.4.12	山陰クボタ水道用材株式会社 浜田営業所長 三隅 重昭 浜田市下府町327-58	1,213,300	第167条の2第1項第2号	当該設備は、地形的な特性や、浜田港周辺の気象条件等を勘案し設計・設置されたものであり、保守点検の実施にあたり、当該設備の構造・内容を熟知した者は相手先事業者のみであるため。	-	-	浜田港湾振興センター	
						-	-		
						-	-		